



退職手当の改正に係る交渉 最終回答

県教連は、12月26日(火) 県教委と退職手当の改正に関する交渉を行いました。しかし、納得できる説明及び回答が得られず妥結に至りませんでしたので、再交渉の場の設定を要求しました。県教委からは日程的に難しいとの回答がありましたが、1月10日(火)16時45分より1時間という制限がある中ではありましたが、県教委担当者と事務折衝を行いました。事務折衝では、会員の皆様に御協力いただいたアンケート結果やメール等で寄せられた御意見、分会訪問でお聞きした声も伝えました。しかし、納得できる回答をその場で得ることができず、本日の最終回答となりました。

1 改正内容

- ・ 国に準じて、調整率を 87/100 から 83.7/100 に改正する。

- ・ 退職手当額の算定方法

退職手当額 = 退職時の給料月額 × 退職事由と勤続期間に対応した支給率 + 退職手当の調整額

- ・ 改正前と改正後の退職事由と勤続期間に対応した支給率 (勤続35年以上の場合)

勤続期間	調整率	支給率
現 行	87/100	49.59月
改正後	83.7/100	47.709月

2 実施時期

- ・ この改正を実施するための条例の公布の日からとする。

山口県議会の2月定例会の閉会日に公布され、公布と同時に施行となります。2月定例会の会期は2月27日(火)～3月16日(金)が予定されています。即ち、3月16日(金)以降の退職者が対象となります。

＝交渉・事務折衝の中で確認できたこと＝

- ☆ 既に誕生日を迎えて60歳になっている方については、今年度中の退職でも定年退職扱いになる。
- ☆ 年度途中で退職した場合でも、再任用については全く別の制度であることから、そのことを理由に不利益を被ることはない。
- ☆ 年度途中で退職しようとする場合、その旨を記した文書(退職願等)を作成し、校長に提出する。
- ☆ 年度途中で退職した方でも、臨採登録をすることは可能であるが、県教委としては平成29年度中にその方を臨採として任用することは考えていない。
- ☆ 平成30年2月末までに退職者が出た学校に対しては、県教委として臨採の確保に向け最大限の努力をする。

退職手当の金額や手続き等は個別の対応となります。詳しくは「山口県教育委員会 給与厚生課 給付班」083-933-2069までお問い合わせください。